２６電業　第Ａ－３５号

低濃度 PCB 特別管理産業廃棄物収集運搬業務

仕 様 書

令和８年１０月

札幌市交通局高速電車部 電気課

第１章　　運搬概要

１.本仕様書は、特別管理産業廃棄物である低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下、低濃度 PCB）廃棄物をＪＸ金属苫小牧ケミカル（株）への運搬作業を行うものである。

２．低濃度 PCB 廃棄物の運搬及びそれに付随する各内容は、本仕様書及び「廃棄物の処理および清掃に関する法律」並びに環境省が発行する「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」等関係諸法規により遺漏の無いように行うこと。

第２章　　運搬仕様

１．収集運搬を行う低濃度 PCB 廃棄物の種類及び数量等は、処理予定機器リスト（別紙１）の通りとする。

２．ＰＣＢの性状及び有毒性等に関する情報
ＰＣＢの性状及び有毒性等に関する情報は別紙２の通りである。

３．各作業の工程及び作業方法については、委託者担当者と十分打合せのうえ決定すること。

４．委託者担当者にて保管する低濃度 PCB 廃棄物について収集を行い、法令等に従い、以下の処分業者の施設に運搬すること。

処分業者名：ＪＸ金属苫小牧ケミカル（株）
施設所在地：北海道苫小牧市字勇払１５２

５．運搬に要する資材及び工具等については全て受託者にて準備すること。

６．運搬に際しては、委託者担当者の指示した通路及び搬入口を使用すること。また、運搬、移動、中身確認作業中に低濃度 PCB 廃棄物が飛散・流出しないように必要な処置（養正等）を講じること。

７．運搬に際しては、委託者担当者立会のもとに行い、保管庫内及び低濃度 PCB 廃棄物等に損傷の無いよう丁寧に取り扱うこと。なお、運搬作業において保管庫、運搬廃棄物等に損傷を与えた場合は、受託者において復旧または賠償の責を負うものとする。

８．保管庫での作業時は、騒音に注意し安全に行うこと。

９．処理施設へ運搬する低濃度 PCB 廃棄物は漏油・破損が無いことを確認すること。

１０.処理施設へ運搬する低濃度 PCB 廃棄物に汚れがある場合は受託者にて清掃すること。

１１．運搬する低濃度 PCB 廃棄物の処理施設への搬入日は委託者担当者及びＪＸ金属苫小牧ケミカル（株）と打ち合わせのうえ決定すること。

１２．漏油事故が起きた場合には監査官庁及び委託者担当者の指示により環境測定を行うこと。この場合、緊急連絡先に２４時間いつでも対応できる環境測定業者の連絡先を明記しておくこと。

１３．受託者は別紙３の『提出書類一覧表』に基づき、契約後及び作業前、作業後等に必要な書類を提出すること。

１４．機材搬入等で道路等を占有する場合は関係法令に従い、道路管理者等の許可を事前に取得すること。

１５．低濃度 PCB を搬出する際は、関係法令を十分遵守し安全に運搬すること。

１６．搬出する際は、必要に応じて搬出用のステージの設置を行うこと。

１７．委託者担当者が必要と認めるときは、搬出する低濃度 PCB の配置調整を行うこと。

１８．業務を行う際は、次の関係法令等を遵守すること。

（１）消防法

（２）労働安全衛生法

（３）大気汚染防止法

（４）道路法

（５）道路運送車両法

（６）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

（７）道路交通法

（８）貸物自動車運送事業法

（９）PCB 廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱

（１０）PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン

（１１）その他関係法令・条例・規制等

１９．業務に使用する資材等を選定する際は、グリーン購入の推進に努めること。

２０．運搬業務を行う際、アイドリングストップの推進、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制等を十分考慮し、エコドライブの推進に努めること。

第３章　　注意事項

１．本仕様書の運搬計画については契約後、委託者担当者と十分打ち合わせのうえＪＸ金属苫小牧ケミカル（株）と調整し、以下の手順で行うこと。

（１）運搬実施計画

運搬を行う前に、下記の事項を盛り込んだ具体的な運搬計画を作成すること。

ア．運搬対象

①　搬出事業者名

②　保管（搬出）場所及び運搬対象物

イ．運搬予定年月日・搬入時間・搬出機器リスト

ウ．搬出方法

エ．運搬ルート

オ．事故時の緊急連絡体制

カ．運搬に関する社内管理体制

キ．搬出・運搬時の安全装置の検討

ク．事故時の事故処理方法

（２）搬出作業

確認作業・・・搬出するにあたって、委託者担当者の係員と作業内容の打ち合わせを十分行い、安全作業に努めること。
運搬する低濃度 PCB 廃棄物の銘板及び数量等チェックシートを作成しチェックを行うこと。また、油漏れのチェックを行うこと。

梱包作業・・・ＪＸ金属苫小牧ケミカル（株）処理施設へ運搬する際は、ＪＸ金属苫小牧ケミカル（株）指定の運搬容器に収納すること。また、電気機器の場合は、碍子・ドレンコック・放圧管等の突起物は衝撃により破損し、低濃度 PCB 油が漏れる恐れがあるので、これらを保護する措置を講じること。

積込作業・・・積込み、積み下ろし作業の際に落下等により破損、油漏れを起こさないよう、必要箇所を養生し、慎重に作業を行うこと。

（３）運搬作業

確認作業・・・ＪＸ金属苫小牧ケミカル（株）指定の運搬ルートを確認し、安全に

運搬できるよう十分に打ち合わせを行うこと。

運　　搬・・・積荷は荷崩れや落下を防止する措置を施し、運搬中は荷崩れ等異変が無いか絶えず気をつけること。また、運搬には事故処理等速やかに行えるよう伴走車をつけること。

（4）油漏れ等事故時の対応

油漏れ等事故時については、直ちに委託者担当者に報告し、環境測定、油回収等生活環境上の影響を最小限にするための措置を行なうこと。

2．積み込み作業、積み降ろし作業について必要な労力、資材等の一切を受託者の負担とする。

3．ＪＸ金属苫小牧ケミカル（株）への運搬日の雨天等の中止は委託者担当者、受託者及びＪＸ金属苫小牧ケミカル（株）の三者において決定する。なおＪＸ金属苫小牧ケミカル（株）への積込作業時に雨天の場合は作業を中止すること。中止にかかる費用等は受託者にて負担すること。

4．屋外作業中で急な雨等による対策として、雨覆いなどを常備すること。

5．作業員は作業中、低濃度 PCB 廃棄物からの暴露対策として必要な保護具を常備し、少量であっても漏れを確認した時には保護具を装着すること。

6．保管庫内において、低濃度 PCB 廃棄物の搬出後は片付けを行うこと。これにより産業廃棄物が出た場合は受託者の責任において処分すること。

第４章　　特記事項

１．受託者は、本件契約締結に先立ち、委託者担当者に対し、廃棄物の排出場所及び搬入先の処分業者の施設を管轄する都道府県知事又は保健所設置市長が発行する許可証及びＪＸ金属苫小牧ケミカル（株）が発行する入門許可書を提示するとともに、その写しを契約書に添付する。
なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を通知し変更後の許可証を提示するとともに、その写しを契約書に添付する。

２．処理施設へ運搬の際は、ＪＸ金属苫小牧ケミカル（株）の「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準」及び「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理移設への入門許可要項」並びに道路運送法等関係諸法規を遵守すること。

３．低濃度 PCB 廃棄物の収集を行うときは、委託者担当者の担当者立会いのもと低濃度 PCB 廃棄物の種類及び数量の確認を行うとともに産業廃棄物管理表（以下「マニフェスト」）と照合する。

４．委託者担当者は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記載し、受託者に交付する。マニフェストは委託者担当者において用意し発行する。

５．受託者は、運搬終了後速やかにマニフェスト B2（運搬終了）票を委託担当者へ送付する。委託者担当者は、受託者から送付されたマニフェスト B2（運搬終了）票を、A（搬出事業者保管）票及び処分業者から送付された D（処分終了）票及び E（最終処分終了）票とともに５年間保存する。

６．受託者は委託者担当者から委託された低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し委託者担当者に提出する。

７．委託者担当者は、マニフェスト B2（運搬終了）票及び業務終了報告書の受領により、低濃度 PCB 廃棄物の収集運搬を確認した後、受託者が発行する請求書に基づき支払いを行う。

８．処分業者の都合により、処理施設への搬入日時が変更となった場合は、受託者は委託者担当者の指示に従わなければならない。

９．委託者担当者が必要と認めるときは、運搬計画の変更内容を受託者に通知して、運搬計画を変更することができる。この場合において、請負代金額の変更は両者で協議を行い、決定すること。

１０．事故、液漏れ等が発生した際には、下記の責任区分により、適切な措置を行う。下記に当てはまらない場合は、両者で協議を行う。

（１）委託者担当者の責となる場合

・受託者の作業開始以前から、すでに低濃度 PCB 廃棄物が液漏れしている場合で、液漏れが継続している場合

（２）受託者の責となる場合

・受託者が委託者担当者の施設内における低濃度 PCB 廃棄物の移動、容器収納、積込み等の作業を行う場合、低濃度 PCB 廃棄物に予期しない衝撃や力を与えた場合

・低濃度 PCB 廃棄物積込後、委託者担当者の搬出場所を出発後以降

１１．その他

履行期間	契約書に示す着手の日から令和９年３月３１日
運搬物保管場所	札幌市交通局　真駒内保管庫 札幌市南区真駒内１７番地 札幌市交通局　大谷地変電所 厚別区大谷地東２丁目５－１ ※搬出経路（参考）をそれぞれ別紙４、５に示し、 写真（参考）を別紙６に示す。
特別管理産業廃棄物管理責任者	札幌市交通局高速電車部電気課 電気課長　鎌田　浩伸　（TEL211-5996）
担当者	札幌市交通局高速電車部電気課 電力係　　野田　勇斗、田中　智章　（TEL211-6864）

R8年度処理予定機器リスト

別紙1

保管場所	機器番号	機器名	製造業者名	型式	定格容量(KVA)	PCB油量(mg/kg)	1台当たり重量(kg)	個数(台)	総重量(kg)	寸法(cm)				備考
										幅	奥行き	缶体の高さ	ブッシング高さ	
大谷地変電所	8-201	コンデンサ	⑯日本コンデンサ工業(株)（現：ニチコン(株)）	GOIF 44006	-	0.68	2.65	24	63.60	11.5	9.5	18.0	6.5	PCB油量は、代表1台を示す
大谷地変電所	8-202	コンデンサ	⑫マルコン電子(株)（現：日本ケミコン(株)）	NLP-4100SP	-	1.20	3.40	1	3.40	8.5	7.0	23.0	3.5	PCB油量は、代表1台を示す
大谷地変電所	8-203	コンデンサ	⑯日本コンデンサ工業(株)（現：ニチコン(株)）	CP751A3E105K	-	0.51	0.25	10	2.50	9.5	3.5	7.5	4.0	PCB油量は、代表1台を示す
真駒内保管庫	8-101	コンデンサ	⑫マルコン電子(株)（現：日本ケミコン(株)）	ARBA162S105SJ	-	1.00	0.60	1	0.60	7.0	5.0	10.0	4.0	
真駒内保管庫	8-102	その他	⑫マルコン電子(株)（現：日本ケミコン(株)）	ARBA162S105SJ	-	1.00	0.01	1	0.01	2.0	2.0	6.0	-	8-101の検体試料
						合計		37	70					

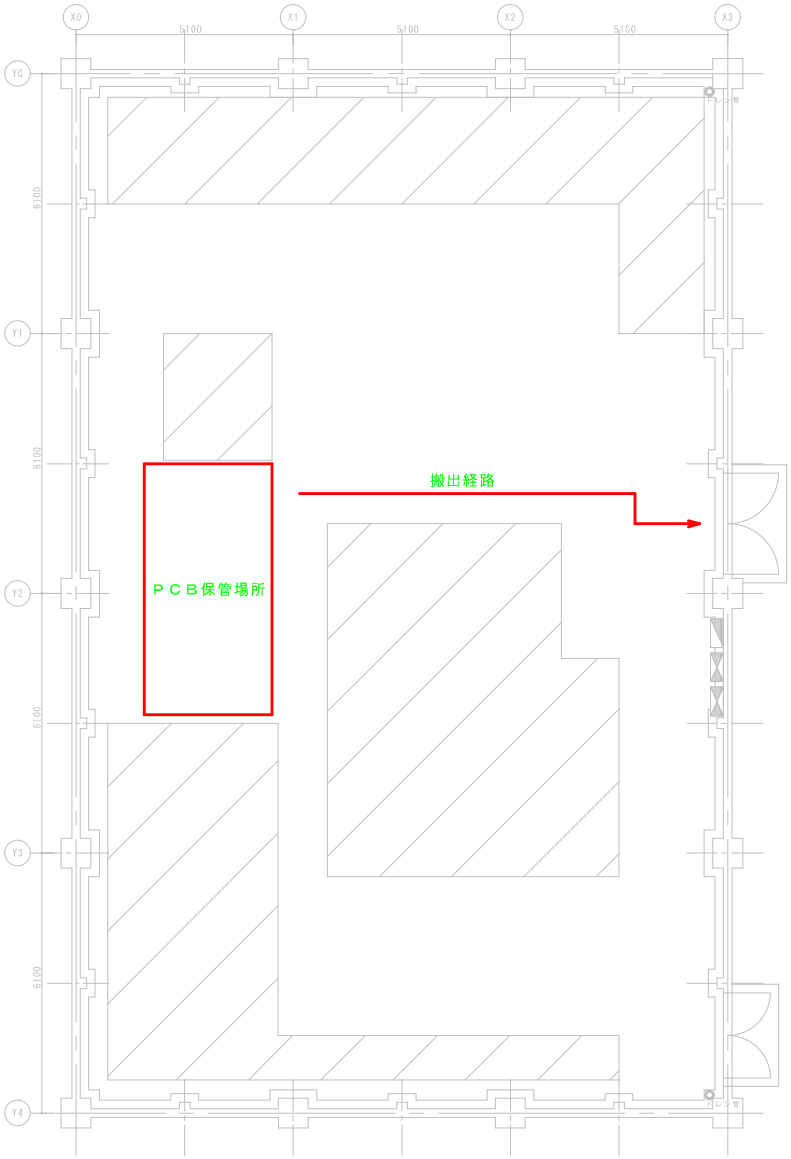
ＰＣＢの性状及び有害性等

色など	PCB 自体は粘性油状等で透明、ほとんど無色。
臭い	甘いような特有の臭気がある。
引火性	PCB 自体の引火性は極めて低い。ほかの絶縁油と混合した混合油には引火性のものがある。
比重	PCB 自体は 1.2 程度以上と重い。KC300 で 1.3 程度、KC1000 で 1.5 程度
可燃性	火炎により分解し、刺激性で有害なガス（塩素ガスなど）を生じる。 不完全燃焼するとダイオキシンを生成する。
揮発性	沸点が高く、揮発性は低い。 沸点（℃）　蒸気圧（35℃） KC300　325～360　0.13Pa(0.001mmHg) KC400　340～375　0.05Pa(0.00037mmHg) KC500　365～390　0.008Pa(0.00006mmHg)
水溶性	水溶性はほとんどない。 室温での溶解度の報告例（排水基準：0.003mg/L） KC300　0.15mg/L KC400　0.04mg/L KC500　0.008mg/L
作業環境基準	0.1mg/㎥　皮膚吸収に留意すること。
急性毒性 （LD50（半数致死量））	KC300　1050mg/kg ラット　経口 KC400　1140mg/kg ラット　経口 KC400　800mg/kg ラット　経口
ADI（許容摂取量）	5μg/kg/day
慢性影響 （人体影響）	急性毒性は低いが、長時間又は大量に摂取した場合、下記のような慢性影響がある。 皮膚・粘膜系：ニキビのような吹き出物、皮膚の黒ずみ、目や口腔粘膜異常 肝臓系　：黄色肝萎縮、黄胆、浮腫、腹痛 神経系　：倦怠感、手足のしびれ、末梢神経系の異常 呼吸器系　：気管支炎、免疫力の低下 内分泌系　：ホルモンの機能異常 その他　：高脂血症、貧血症状

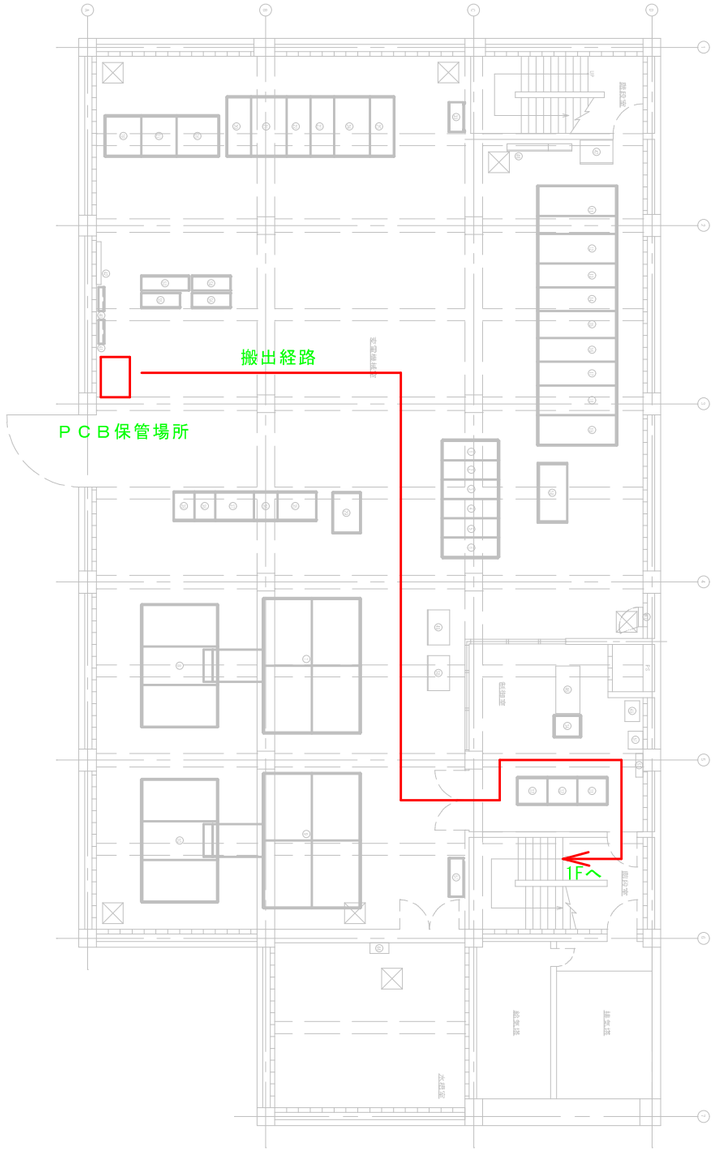
提出書類一覧表　　別紙3

時期	書　　類	期　　限	部数	備　　考
業務期間中随時	収集運搬計画書	運搬７日前	1	
	産業運搬物管理票（マニフェスト）	運搬後速やかに	1	
最終の業務完了後	業務終了報告書	運搬後速やかに	2	作業写真含む
	業務完了届	完了時	2	

※上記以外にも当局係員が指示する書類等は速やかに必要部数を提出すること



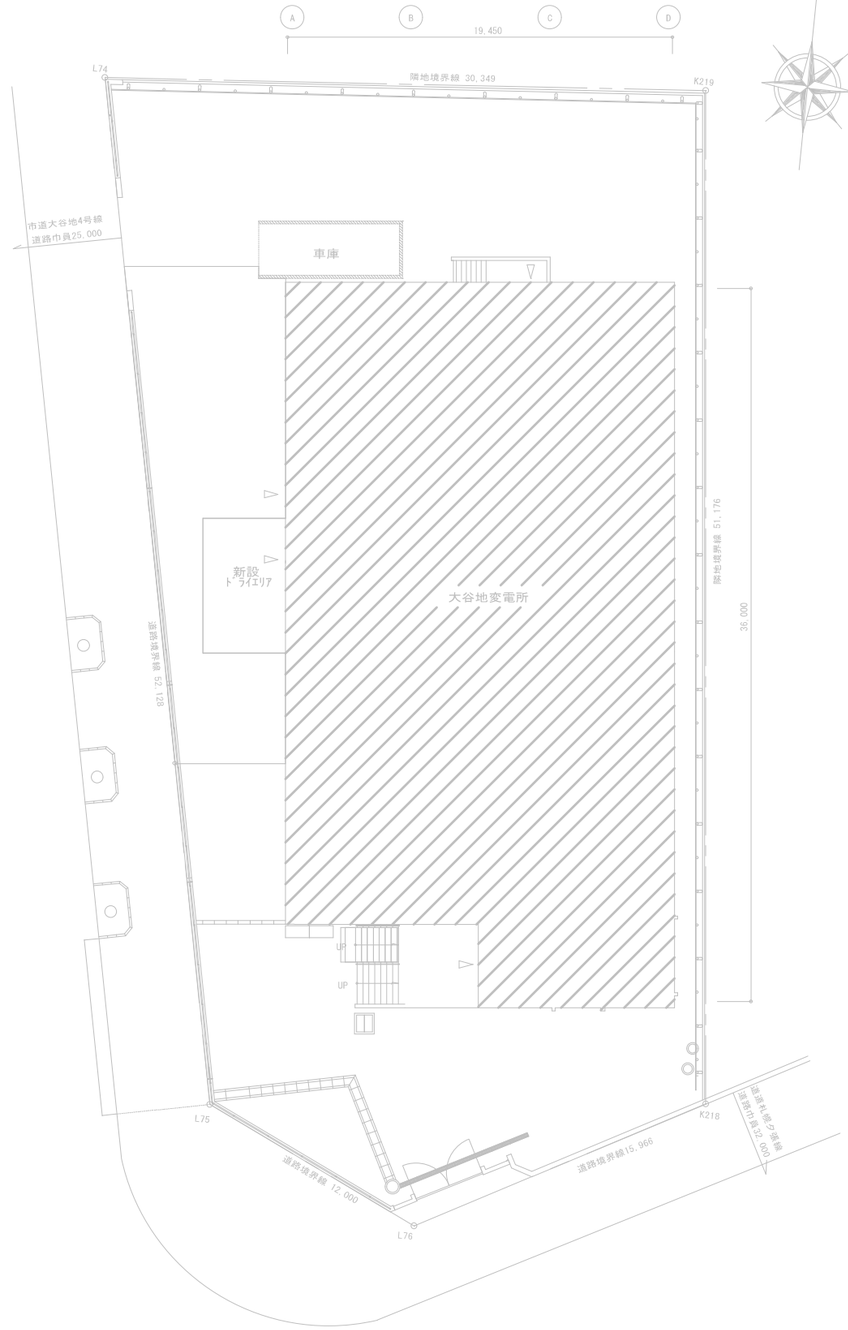
札幌市交通局高速電車部電気課	課長	係長	主任	製図		工事名	低濃度PCB特別管理産業廃棄物収集運搬業務			別紙４
						図面名	真駒内保管庫　搬出経路（参考）	縮尺	S=1/100	



Ｂ１階平面図 A3:S=1/200



１階平面図 A3:S=1/200



附近見取図 A3:S=1/300

N

札幌市交通局高速電車部電気課	課長	係長	主任	製図		工事名	低濃度PCB特別管理産業廃棄物収集運搬業務		別紙５
						図面名	大谷地変電所　搬出経路（参考）	縮尺	――

【別紙６】

写真（参考）

真駒内保管庫、大谷地変電所

真駒内保管庫



門（幅365cm）



真駒内保管庫

機器番号8-101 計1個



機器番号8-102 計1個



真駒内保管庫

保管状況（全体）



大谷地変電所



保管状況（全体）



大谷地変電所

機器番号8-201 計24個



機器番号8-202 計 1 個



大谷地変電所

機器番号8-203 計10個



【令和８年度版】

札幌市高速電車電気設備保守業務委託

共 通 仕 様 書

札幌市交通局

高速電車部 電気課

１　適用範囲

本仕様書は、札幌市高速電車電気設備の保守業務委託に適用する。

２　保守の範囲

保守する設備の範囲並びに詳細については、特記仕様書に示された範囲とする。

３　適用諸規程及び基準等

保守に際しては、次の規程、要領、法律等に準用するものとする。

(1)　札幌市鉄道事業安全管理規程
(2)　高速電車施設及び車両に係る業務の委託に関する要領
(3)　高速電車各種保安規程,実施基準,整備心得等
(4)　作業認定者の取扱要領
(5)　鉄道事業法
(6)　電気事業法
(7)　鉄道に関する技術上の基準を定める省令
(8)　電気設備の技術基準
(9)　電波法
（１０）消防法
（１１）労働安全衛生法
（１２）その他関連法規類

４　提出書類

受託者は、契約締結後、次に掲げる書類を指定期限内に委託者担当係へ提出し、委託者の承諾を得なければならない。なお(1)～(4)項の変更時には速やかに変更届を提出し、委託者の承諾を得ること。

書　　類	期　　限	部数	備　　考
(1) 業務着手届	着手日と同日	2	業務着手届の余白部分に所管労働基準監督署からの「保険関係成立済」の押印を受けること。または、契約日から遡及して１年以内の受付印及び領収印が押印されている保険関係成立届、年度更新申告書等の法定様式控え等を添付すること。
(2) 保守業務組織表	着手日と同日	2	
(3) 業務主任経歴書	着手日と同日	2	
(4) 保守業務要員名簿	着手日と同日	2	経験年数を記載
(5) 緊急連絡表	着手日と同日	2	
(6) 安全衛生管理体制表	着手日と同日	2	労働安全衛生法に基づく
(7) 作業計画表	原則として作業実施月の前月 15 日まで	2	年間計画表は４月
(8) 作業実施報告書	速やかに	2	特記仕様書に指定がある場合は、特記仕様書による
(9) 業務完了届	完了時	2	通年業務委託については、支払い毎

５　作業日

作業日については、特記仕様書に指定がない場合は契約締結後、委託者と受託者が協議して決めるものとするが、最終決定は委託者が行うものとする。また，これに基づき作業計画表を作成するものとする。

６　検　査

(1)　受託者は作業実施報告書を提出して委託者の承諾を得なければならない。

(2)　上記(1)号により、不具合が指摘された場合は、委託者の指定期日までに手直しを行い、検査を受けるものとする。

７　損害の補償

受託者は作業中の過失により委託者及び第三者の施設・装置等に損害を与えた場合、ただちに委託者に申し出るとともに受託者の責任においてすみやかに補償復旧するものとする。

受託者の申し出がなく、後日この事実が認められた場合も同様とする。

８　保　証

受託者が作業完了後、当該施設及び装置に障害が発生し、その原因が受託者側の作業上のミスに起因する場合、または、委託者制定の整備基準に従って正しく作業しなかったためと委託者が判断した場合は、受託者は委託者の指示に従い無償にて修理復旧するものとする。

９　貸与品の管理

(1)　受託者は、委託者より保守用部品、機材、予備品及び測定器等の支給並びに貸与を受け、また、返却する場合は、委託者と必要手続きを確実に行うものとする。また、貸与物品は、借用当事者が自主管理し、かつ返却することを原則とする。

(2)　貸与品を長期間にわたり受ける場合は、受託者はその管理責任者を定めて管理に万全を期すものとする。

(3)　交換済の旧部品は、委託者の指示なき場合、全てを委託者に返品するものとする。

１０　緊急事態発生時の処理

本契約の当該施設及び装置に万一、突発故障等が発生した場合、委託者の連絡要請に対し、直ちに出動し、委託者に協力して応急処置を行うこと。

障害原因が第８項に該当しないときも同様の処理方法とするが、この場合の契約は、特記仕様書に規定なきものについては別途行うものとする。

１１　作業の管理

受託者（作業者）は、作業にあたり関係諸法令を遵守し、次記項目を厳守すること。

(1)　作業日ごとの詳細作業計画及び作業者名簿を事前に委託者へ提出すること。

(2)　作業者は、その所属を容易に識別できる服装・名札・腕章等を着用すること。なお、腕章については、委託者より貸与する。

(3)　作業者は、受託者が発行した身分証明書を携帯すること。

(4)　作業者は、現場での火災・盗難・その他事故防止につとめ、作業終了時には現場清掃及び諸用具類の撤去を確実に行い、万一にも委託者の地下鉄運行に支障を与えないこと。

(5)　作業者は、関係なき施設、場所等に委託者の許可なくして入らぬこと。なお、騒音・塵埃を発生する作業については、事前に委託者の許可を得ること。

１２　安全教育

受託者は、作業者に対して、業務に関する安全・衛生のための教育を、行うものとする。

１３　安全管理規程の遵守

(1)　受託者は安全第一の意識を持って、札幌市鉄道事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備し、業務従事者にはこれを徹底すること。

(2)　受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。

１４　法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

１５　札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

(1)　受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、　本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

(2)　受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で遂行すること。

１６　保守要員の資格等

保守要員は、直接雇用契約関係にある者でなければならない。

また、出向社員及び契約社員の場合は、出向社員にあっては出向契約書の写し、契約社員にあっては雇用契約書の写しを提出し、委託者の承諾を得ること。

この場合、契約期限が当該委託期間の終了前にある場合は認めない。

さらに、出向社員及び契約社員は業務責任者としては認めず、両者の人数は当該保守要員の概ね半数までとする。

ただし、従前から継続して雇用される出向社員及び契約社員は、出向契約書及び雇用契約書の期限を問わないものとする。

なお、特殊作業における場合等、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

１７　雇用関係書類の提出

氏名、年齢、経歴、雇用関係を証明できるものを要員名簿に添付すること。雇用関係を証明できるものについては、以下参照のこと。

https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/90oshirase/documents/250128koyoukannkeikakuninnsyorui.pdf

また、住所、マイナンバー等の雇用関係の証明とは無関係の個人情報をマスキング（黒塗り）すること。

なお、出向社員の場合は出向契約書の写しを提出し、契約社員の場合は雇用契約書の写しを添付すること。この場合、雇用関係以外の欄の削除は可能とする。

１８　再委託について

契約書に規定する再委託の禁止とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

（１）総合的な業務履行計画及び進捗状況

（２）点検手法の決定及び技術的な判断

なお、前述の再委託の禁止以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、受託者は、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の監督等全ての面において主体的な役割を果たすこととし、常に業務主任が指揮・監督等の業務を行うこと。

１９　疑　義

本仕様書において、疑義が生じた事項については、委託者と事前に協議し、保守に遺漏のなきこと。

業務委託ー第８号様式

業務着手届

年　　月　　日

札幌市交通事業管理者

交通局長　芝井　静男

住　　所
受託者　　商号又は名称
職・氏名　　印

業務名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記業務は、　　年　　月　　日に着手したのでお届けします。

備考　札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務委託ー第９号様式

業務工程表

年　　月　　日

札幌市交通事業管理者

交通局長

住　　所
受託者　　商号又は名称
職・氏名　　印

業務名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

履行期間　着　手　　年　　月　　日
　　完　了　　年　　月　　日

上記業務について、別紙の工程表により実施しますので、承認願います。

備考　札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

工程表

業務内容	数量	単位	日数	月						月						月						備考
				5	10	15	20	25		5	10	15	20	25		5	10	15	20	25		

業務委託－第10号様式

業務主任経歴書

業務名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

業務主任（氏名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　歳）

1　職歴、法令による免許、資格

取得年月日	免許・資格

2　最近の主な業務経歴

履行期間	業務内容	発注者

上記のとおり相違ありません。

年　　月　　日

住　　所
受託者　商号又は名称
職・氏名　　印

備考　札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務委託－第11号様式

供覧	課　長	係　長	係

実施報告書

年　　月　　日

札幌市交通事業管理者
　交通局長

受託者（住　　所）
（商号又は名称）
（職・氏名）　　印
（現場責任者）　　印

下記のとおり、作業を実施しましたので報告します。

記

業務名　　［　　］
業務履行期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

実施日	作業場(箇)所	作業実施内容	作業時間	その他	作業者 氏名・印

（その他）

備考　札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

----------（以下、札幌市交通局使用欄）----------

業務履行確認欄

年　　月　　日

上記のとおり、実施報告書の提出がありましたので履行の確認をしました。

交通局　部　課　係　　氏名　　印

課　長	係　長	係	この業務の検査員に下記の者を命じ、検査を 年　　月　　日に実施してよろしいか。 検査員

業務委託－第12号様式

供覧	課　長	係　長	係

作　業　日　誌

年　　月　　日

札幌市交通事業管理者
交通局長

受託者（住　　所）
（商号又は名称）
（職・氏名）　　印
（現場責任者）　　印

下記のとおり、作業を実施しましたので報告します。

記

業務名　　［　　］
業務履行期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日　まで

実施日	作業場(箇)所	作業実施内容	作業時間	その他	作業者 氏名・印

（その他）

備考　札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

----------（以下、札幌市交通局使用欄）----------

業務履行確認欄

年　　月　　日

上記のとおり、作業日誌の提出がありましたので履行の確認をしました。

交通局　　部　　課　　係　　氏名　　印

【実施結果：　　】

業務委託ー第13号様式

業　務　完　了　届

年　　月　　日

札幌市交通事業管理者

交通局長

住　所

受託者　商号又は名称

職・氏名　　印

業務名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記業務は，　　年　　月　　日に完了したのでお届けします。

備考　札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

----------（以下、札幌市交通局使用欄）----------

受　付	年　　月　　日	完了を確認した職員 （氏名）　　印

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ，
年　　月　　日に検査を実施してよろしいか。

検査員　（役職・氏名）

令和　　年　　月　　日

再　委　託　承　諾　願

札幌市交通事業管理者

交通局長　　様

（住所）

受託者

（氏名）　　印

業 務 名

履　行　期　間	着手　令和　　年　　月　　日 完了　令和　　年　　月　　日	
業　務　概　要		
再委託に付する業務	再委託先住所氏名（会社名及び代表者名）	電話番号等

※再委託に付する業務については具体的に記載すること。
　再委託先が札幌市競争入札参加資格を有しない場合、再委託先より別紙「誓約書」を１部徴し提出すること。

上記の事項について承諾を願います。

承　諾　印

別紙

誓約書

札幌市交通事業管理者
交通局長　　様

私は、申請にあたり、次の各号のいずれかに該当する者ではないことを誓約します。
上記の誓約に反することが明らかになった場合は、再委託を取り消されても異存ありません。
また、上記の誓約内容を確認するため、札幌市交通局が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

1　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
2　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までにおいて３年を経過しない者でないこと。
3　不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、２年を経過しない者でないこと。
4　札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第６号）に基づき札幌市交通局が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。
5　次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。
⑴　役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第６号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。
⑵　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。
⑶　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。
⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。
⑸　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

令和　　年　　月　　日

（住　　所）

再委託者　（商号又は名称）

（代 表 者 氏名）　　印

SAPP_RO

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPP_RO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
3 移動における脱炭素化を進めます。
4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長　秋元克広

札幌市環境局

２６電業　第Ａ－３５号

設　計　書

業務名　　低濃度ＰＣＢ特別管理産業廃棄物収集運搬業務

令和８年　１０月

札幌市交通局 高速電車部 電気課

業　務　内　容　説　明　書

２６電業　第Ａ－３５号

1. 業　務　名　称	低濃度ＰＣＢ特別管理産業廃棄物収集運搬業務	
2. 業　務　場　所	真駒内保管庫（札幌市南区真駒内１７番地）、大谷地変電所（厚別区大谷地東２丁目５－１）	
3. 委　託　費　総　額	金　　円也	
（内　　訳）	業　務　価　格　金　　円也	
	消費税等相当額　金　　円也	
4. 完　了　期　限	契約書に示す着手の日より令和９年３月　３１日まで	
5. 業　務　概　要	本業務は、札幌市交通局が保管している低濃度ＰＣＢ特別管理産業廃棄物を処分するための収集・運搬業務である。	
6. 備　考	低濃度ＰＣＢ特別管理産業廃棄物収集運搬業務　業務委託仕様書に準拠して行なうこと。	

低濃度ＰＣＢ特別管理産業廃棄物収集運搬業務

名　　称	仕　　様	単　位	数　量	金　　額	摘　　要
低濃度ＰＣＢ特別管理産業廃棄物収集運搬業務		式	1		
消費税		式	1		10%
合　計					

積　　算　　調　　書

名　　称	仕　　様	単　位	数　量	単 価 （円）	金　額 （円）	備　　考
【運搬費】						
収集運搬費		式	1			
【作業費】						
積込作業費		式	1			
【諸経費】						
諸経費	現場労働者に対する法定福利費は除く	式	1			
雇用保険料		式	1			
健康保険料		式	1			
介護保険料		式	1			
厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)		式	1			

合計	